

# 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針

訪問看護ステーション NICO

訪問看護ステーション NICO（以下「事業所」という。）は、利用者及び従業者等（以下「利用者等」という。）の安全確保のため、平常時から感染症の予防及び食中毒に十分に留意するとともに、感染症・食中毒発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症・食中毒の発生原因の特定及び、予防まん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

## 1. 基本的考え方

事業所は、事業所内や利用者の居宅において感染症が発生した際、まん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備し、平素の感染予防対策や感染症発生時に迅速で適切な対応が取れるよう指針を定め、法人全体で取り組みを推進する。

## 2. 基本方針と対応

(1) 感染症・食中毒の予防及びまん延防止の為に、委員会を設置するなど事業所全体で取り組む。

(2) 平常時の対応

### ① 事務所内の衛生管理

事業所では、感染症・食中毒の予防及びまん延防止のため、事務所内の衛生保持に努める。又、手洗い場、トイレ、汚物処理室等の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的実施し、事務所内の衛生管理、清潔の保持に努める。

### ② 感染症対策

日頃から職員の手洗い、手指消毒を徹底し、感染症の流行が見られた場合にはマスクを着用する。また、利用者にも注意喚起をして可能な限りの感染症対策協力を依頼する。また、血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、健康状態を常に注意深く観察することに留意する。

### ③ 面会者・外来者への衛生管理の周知徹底

マスクの着用や手指の消毒等、感染症対策の協力を依頼する。感染状況によって面会・外来の制限を行う。

(3) 発生時の対応

万が一、感染症及び食中毒が発生した場合には、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処の手順」「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画（BCP）」等に従い、感染の拡大を防ぐ為下記の対応を図る。

- ① 発生状況の把握
- ② まん延防止のための措置
- ③ 関係機関との連携
- ④ 行政への報告

### 3. 委員会の設置と体制

#### (1) 感染症対策委員会の設置

##### ① 設置目的

感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討するため、感染症対策委員会を設置する。

##### ② 感染症対策担当者

看護職員より選出し、サービス担当者会議棟への出席や感染予防に関する助言・指導を行う。なお、担当者は看護業務棟の他の業務との兼務も可能とする。

##### ③ 感染症対策委員会の構成員

- ア 管理者（委員長）
- イ 主任看護師（副委員長）
- ウ 看護職員（委員）
- エ 理学療法士（委員）
- オ 事務（委員）
- カ その他委員長が必要と認める者

##### ④ 感染症対策委員会の開催

定期的に開催すると共に、必要時はその都度開催する。

##### ⑤ 感染症対策委員会の主な役割

- ア 感染症・食中毒の予防対策及び発生時の対応の立案
- イ 指針・マニュアル等の作成・更新
- ウ 発生時における事業所内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
- エ 利用者等の健康状態の把握と対応策
- オ 新規利用者の感染症の既往の把握と対応策
- カ 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施（年2回以上）
- キ 感染対策実施状況の把握と評価

#### 4. 従業者に対する研修の実施

介護に携わる全ての従業者に対し、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに、指針に基づいた衛生管理と衛生的ケアの励行を図り職員教育を行う。

- (1) 定期的な教育・研修（年2回以上実施）
- (2) 新任者に対する感染症対策の教育・研修の実施
- (3) 職場外研修や講習会への積極的な参加

#### 5. 感染症・食中毒の予防、まん延防止に関する指針の閲覧について

本指針は、利用者や家族が自由に閲覧できるように事業所内に常に設置し、いつでも閲覧することができる。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。